2026年11月20日

各　位

会 社 名　　株 式 会 社 小 野 測 器
代表者名　　取締役社長　　大越　祐史
（コード番号 6858 東証スタンダード）
問合せ先　　執行役員　　戸谷　敏啓
（TEL. 045－514－2601）

「株式付与ＥＳＯＰ信託」にかかる自己株式処分に関するお知らせ

当社は本日、取締役会において、以下のとおり、「株式付与ＥＳＯＰ信託」にかかる自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて書面決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）払込期日	2026年12月10日
（２）処分する株式の種類および株式数	当社普通株式　200,000株
（３）処分価額	１株につき726円
（４）処分総額	145,200,000円
（５）処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （株式付与ＥＳＯＰ信託口）
（６）その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

２．処分の目的および理由

当社は、当社および当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象に、業績向上や株価上昇への意識を醸成し、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「株式付与ＥＳＯＰ信託」（以下「ＥＳＯＰ信託」といいます。）を活用した従業員インセンティブ・プランの導入について、本日取締役会において書面決議しております。なお、ＥＳＯＰ信託の概要については、本日付で公表いたしました「「株式付与ＥＳＯＰ信託」の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、ＥＳＯＰ信託の導入に伴い、当社が三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社との間で締

結する株式付与ＥＳＯＰ信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ＥＳＯＰ信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 1.64％（小数点第３位を四捨五入、2026 年９月 30 日現在の総議決権個数 103,666 個に対する割合 1.93％）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

３．処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分にかかる取締役会決議日の前営業日（2026 年 11 月 19 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である 726 円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、監査役全員（３名にて構成。全員が社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

４．企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は 25％未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以　上